

様式第7（第9条関係）（平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

住所（居所）変更届

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 住所（居所）を変更した者
事件との関係
旧住所（居所）
新住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）

〔備考〕

- 1 第9条第2項の規定により、2以上の住所又は居所の変更の届出を一の書面とするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載し、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
- 2 第9条第3項の規定により届出と申請を一の書面である場合において、その申請が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の届出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び13から16まで、様式第5の備考1並びに様式第6の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「代理人」と、様式第6の備考4中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。